

(別紙)

訪問介護サービス料金表

◆訪問介護料金表(令和6年6月1日より)

サービスに要する時間		30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 (30分増す毎に)	
身体介護	サービス利用料金	3,460円	5,480円	8,040円	1,170円	
	うち、介護保険 から給付される 金額	9割	3,114円	4,932円	7,236円	1,053円
		8割	(2,768円)	(4,384円)	(6,432円)	(936円)
		7割	(2,422円)	(3,836円)	(5,628円)	(819円)
	利用者 自己負担額	1割	346円	548円	804円	117円
		2割	(692円)	(1,096円)	(1,608円)	(234円)
		3割	(1,038円)	(1,644円)	(2,412円)	(351円)

サービスに要する時間		20分以上 45分未満	45分以上	
生活援助	サービス利用料金	2,540円	3,120円	
	うち、介護保険 から給付される 金額	9割	2,286円	2,808円
		8割	(2,032円)	(2,496円)
		7割	(1,778円)	(2,184円)
	利用者 自己負担額	1割	254円	312円
		2割	(508円)	(624円)
		3割	(762円)	(936円)

※上記料金には特定事業所加算Ⅰ・処遇改善加算Ⅲが算定されている状態で提示しています。

- ☆ 上表は訪問介護員1人による場合の料金です。訪問介護員2人の場合は上記の料金の倍額の料金となります。2名のサービス従業者によりサービスを提供する必要があると判断される場合には、利用者の同意を得た上で、2名のサービス従業者によりサービスを提供するものとします。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ☆ 介護保険限度額を超えた場合は、利用料金全額がご利用者の負担となります。

◆羽咋市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当のサービス料金表(令和6年6月1日より)

ご契約者の利用頻度		予防訪問介護Ⅰ (週1回程度の利用)	予防訪問介護Ⅱ (週2回程度の利用)	予防訪問介護Ⅲ (週3回程度の利用)
サービス利用料金		13,900円	27,770円	44,050円
うち、介護保険から 給付される金額	9割	12,510円	24,993円	39,645円
	8割	(11,120円)	(22,216円)	(35,240円)
	7割	(9,730円)	(19,439円)	(30,835円)
利用者 自己負担額	1割	1,390円	2,777円	4,405円
	2割	(2,780円)	(5,554円)	(8,810円)
	3割	(4,170円)	(8,331円)	(13,215円)

※上記料金には介護職員処遇改善加算Ⅲが算定されている状態で提示しています。

◆加算について

訪問時間 帯での加算	早朝	午前6時～午前8時	25%
	夜間	午後6時～午後10時	25%
	深夜	午後10～午前6時	50%

初回加算 1割・・・200円 2割・・・(400円) 3割・・・(600円)	当事業所より過去2か月サービスを提供を受けていない利用者が、新規にサービス提供を受ける時は訪問介護計画書を作成し、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が訪問介護を行うか、同行訪問をします。この場合に加算されます。
---	---

生活機能向上連携加算(1) 1割・・・100円 2割・・・(200円) 3割・・・(300円)	・訪問・通所リハビリテーション事業所または医療提供施設(病床200床未満)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画(変更)を作成した場合 ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握したうえで、助言を行うことを定期的に行われた場合に加算されます。
--	--

生活機能向上連携加算(2) 1割・・・200円 2割・・・(400円) 3割・・・(600円)	・訪問・通所リハビリテーションの理学療法士、作業療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設(200床未満)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に加算されます。
--	--

緊急時訪問介護加算 1割・・・100円 2割・・・(200円) 3割・・・(300円)	利用者やその家族より要請を受けて緊急時のサービスを提供した場合は、提供した身体介護の利用料金に併せて加算されます。(総合支援訪問介護には該当しません)
--	---

※加算は該当するサービス内容のみ算定いたします。